



Contents

- ◇ 会長室から、こんど～です
- ◇ 経営まめ知識
- ◇ いまさら聞けない相続税の仕組みシリーズ

3

2019 Vol.184

たいせい通信のメール配信をいたします。
ご希望される方は、下記のメールアドレスに、件名を【たいせい通信メール配信希望】とし、お名前、会社名、電話番号を明記の上、送信ください。

info@taiseikeiei.co.jp



大成経営コンサルティンググループは、財務会計総合コンサルタント業として、
企業経営に関するあらゆるご相談にワンストップで対応しております。

- ◆(株)大成経営開発・・・・・・・・・・財務会計総合コンサルティング <http://www.taiseikeiei.co.jp>
- ◆(株)大成財産コンサルタンツ・・・・相続相談・終活相談・資金調達運用
会社売買・生命保険損害保険 <http://www.fzc-souzoku.com>
(九州相続センター) 不動産・営業支援代理店業
- ◆(株)アップワード エスト保険・・・・・・生命保険、損害保険 <http://www14.ocn.ne.jp/~esthoken>
- ◆(株)大成アフェクション・・・・・・・・・・居宅介護支援、通所介護事業
- ◆(株)大成グローバルトレーディング・・・・・・・・・・商社、貿易業務 <http://www.taisei-gt.co.jp>

■大成経営総合事務所

清永税理士事務所・飛石税理士事務所・徳留税理士事務所・浦野税理士事務所・高木社会保険労務士事務所・竹馬社会保険労務士事務所・社会保険労務士あきおか事務所・おかもと社会保険労務士事務所・いしはら社会保険労務士事務所・的場土地家屋調査士事務所・行政書士法人エド・ヴォン

(株)大成経営開発 統括室発行 Tel: 096-377-1101 Fax: 096-377-1114

会長室から、こんど~です

3月といえば桃の節句ですね。桜もちらほらと咲き始めました。

先日、我が家も急いで飾っていたお雛様をしまいました。最近のお雛様はコンパクトなケース入りが流行だそうです。お内裏様とお雛様が一番上の二人かと思っていましたが違うそうです。あの二人セットでお内裏様といい、二段目から下の人（三人官女）などの人たちをお雛様と言うのだと聞きました。いずれにしてもお雛様はかわいいですね。

さて弊社は今、確定申告の真っ最中。猫の手も借りたいほど忙しい時期です。こんな時どうしても仕事が作業になりがちです。

いつもみんなに言っているのですが、「**仕事に気持ちを込める**」これが大切なんです。

忙しいからと淡々と作業をして事務的に仕事を終わらせる。これはどんな業種でもお客様に対して失礼だと思っております。**どんな些細なことにも心を込める**という考え方は大切なことです。

皆様のお仕事もそうだと思います。

簡単・楽・手間が省ける（カ・ラ・テ）は、物事を進めるときにとっても評価されてきたのが戦後50年でした。ですが裏を返すと簡単で手間が省けるのと一緒に、人間の心も省けてしまいます。

一見経済的ですがどうでしょうか？それでいいのでしょうか？

例えば、お母さんが子供の誕生日に、朝から一生懸命に料理やケーキを作りお祝いします。一方で高級総菜をデパートから買ってきて並べるとします。どちらが感動に値するでしょうか？食べてしまえば一緒でしょうが、気持ちを込めて作ったほうが感動が生まれるのではないかなと思います。

今の社会は感動なき社会とされています。

日本は物質的に豊かになり、何がなくなったかという感動がなくなってきたのです。それは日本人が素直な心を失いかけているから、少々の事では感動しなくなっているともいわれています。

仕事もすべてにおいて同じです。「簡単に、楽に、手間を省いて」とやっているうちに一番大切なお互いの心まで失ってしまいます。

素直にお客様を見つめ、何を求めておられるのか、お役に立ちたいと気持ちを込めて接する。特に会計事務所の仕事はお客様に気持ちが伝わる仕事でなければなりません。

これって当たり前のことですよ、中小企業の経営者の皆様は私も含め人生かけて経営しています。

「凡事入魂」

「当たり前のことを、馬鹿にしないで、ちゃんとやる人が、出来る人」

これにさらに心を込めてを付け加え、感動のある仕事をしていきたい。

そう思っております、遠慮なくご相談ください。

ありがとうございます。



(株)大成経営開発会長 近藤記

経営まめ知識：『自分の未来を買おう！！』

こんにちは！石本泰大です

今月で32歳になる私ですが、20代の時にはあまり考えなかった自分のこの先、残りの30代、40、50代を考えるようになりました。歳を重ねたということですかね(笑)

私は日本史の中でも特に幕末が好きなのですが、「久坂玄瑞・高杉晋作・吉田松陰・吉田稔磨・沖田総司」この幕末の志士は全て20代で生涯を閉じております

現代とは、平均年齢も時間軸も違うため一概に比較はできませんが、それにしても30年に満たない生涯で後世の日本に多大な影響を与えたことは間違いありません！

本人たちは短い人生でしたが悔いはなかったのではないのでしょうか？

なぜか？私思うには「常に自分の未来を買っていたから」だと思います！

周囲からどんなに反対され馬鹿にされても自分の確固たる信念をもちつつ、その中に素直に学び、実直に実践し、ポジティブに考える習慣があったのではないのでしょうか！

現在のリーダーでは、アマソンのジェフベゾスが「野球は1回のスイングで最大4点しか入らないが、ビジネスの場合は1回のスイングで1000点入る可能性がある」やグーグルのラリーペイジは「慎重すぎて、やることが少ない会社より、動きが早すぎて、やるが多すぎる会社になりたい」と語っています！

なんというプラス思考！失敗を恐れていたら何も進まないということでしょう！

今日は昨日と同じことの繰り返し、今年は昨年と同じ仕事ではダメということですね！

何でも完璧を求めて物事が進まないより、大切なことは失敗しないことではなく、成功を発見し、その成功を大きくすることではないかと思います！！

失敗することもあるが、その失敗から素直に学び、次の行動でポジティブに失敗を生かすことではないのでしょうか！

1ヶ月かけて100点の成果物を作るより、1週間で50点の成果物を作って、それをフィードバックをもらいながらそれをもとに常にアップグレードしていきましょう！

最初から100点の成果物なんて有り得ないのです(笑)





いまさら聞けない相続税の仕組シリーズ

「資産税の「平成31年税制改正大綱」と民法改正」

前月号に引き続き相続法の改正と資産税の「平成31年税制改正大綱」を一覧にしました。

【民法(相続法)の主な改正】

民法相談税改正の主な内容

- 配偶者居住権を創設(2020年4月1日施工)
- 特別寄与料の請求権の創設(2019年7月1日施工)
- 自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能に
- 法務局で自筆証書による遺言書が保管可能に

【平成31年税制改正大綱】

創設

資産税改正の主な内容

配偶者居住権評価	長期居住権付所有権の評価・長期居住権の評価
	居住権が設定された土地の評価
納税猶予制度	個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度
特定事業用宅地に係る小規模宅地等	相続開始前3年以内に事業のように供した宅地を適用除外
贈与税特例の受贈者の年齢要件	適用年齢を20歳から18歳以上に引き下げ(税率の特例・相続時精算)
非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の要件緩和	やむをえない事情により資産保有型会社等に該当した場合でも6ヶ月以内に該当しなくなった場合は納税猶予の取り消しはしない。

目新しい制度として配偶者居住権や特別寄与料の創設があります。

相続時のトラブルを防止する制度として創設されたものです。

しかし、この制度があるから安心という事ではなく、「配偶者への居住用財産の贈与」や「暦年贈与」を活用し、生前贈与によりトラブルを防止するという方法もございます。



岡村 泰



編集後記：桜の開花が待ち遠しいこの季節です。たいせい通信がお手元に届くころには、確定申告も終わり決算報告会の準備にとりかかっていることでしょう。

今年も慰労会が企画されていますので、それぞれの出し物が気になります。来月号では慰労会の内容などもご紹介できたらいいなあなどと考えております。